

令和7年度 第1回江戸川区障害福祉計画等策定委員会

次 第

令和7年8月20日（水）午後3時～5時
グリーンパレス 高砂・羽衣

1 開会

2 新委員委嘱および紹介

3 事務局紹介

4 会長・副会長選任

5 議 事

(1) 令和7年度江戸川区障害福祉計画等策定委員会の設置について

(2) 江戸川区障害者計画・第8期江戸川区障害福祉計画・

第4期江戸川区障害児福祉計画の策定について

・計画策定の趣旨、位置づけ、期間など

・基本指針の策定について

(厚生労働省社会保障審議会障害者部会より抜粋)

(3) 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査（アンケート調査）の実施について

【協議】

・第7期江戸川区障害福祉計画及び第3期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査（アンケート調査）をもとに、今回の調査実施にあたって、追加または変更・削除すべき内容等について

6 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和7年度第1回江戸川区障害福祉計画等策定委員会 次第
- ・令和7年度第1回江戸川区障害福祉計画等策定委員会 席次および委員名簿
- ・資料1 令和7年度江戸川区障害福祉計画等策定委員会の設置について
- ・資料2 江戸川区障害福祉計画等策定委員会設置要綱
- ・資料3 障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について
- ・資料4 社会保障審議会障害者部会第148回(R7.7.24)資料1(一部抜粋)
- ・資料5 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要
- ・資料6 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査(アンケート調査)の実施について
- ・資料7 令和4年江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査(手帳所持者等対象)
- ・資料8 令和4年江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査(医療的ケア児・者対象)

地域自立支援協議会

地域生活支援拠点等部会

地域生活支援拠点の設置・運営・啓発などについて検討

災害時自立支援部会

障害者(児)の災害時避難行動等について検討

相談支援部会

新設

個別事例やサービス利用等の検討を通じた相談支援の強化

計画策定委員会

新設

「計画策定委員会」では…

- ・障害(児)福祉計画の策定、進行管理・評価に関すること
- ・次期、計画策定に向けたアンケート(基礎)調査の実施に向けた項目等の意見交換
- ・アンケート(基礎)調査の進捗に関すること

差別解消支援地域協議会

新設

「差別解消支援地域協議会」では…

- ・差別に係る相談事例等の報告及び情報共有に関すること
- ・差別の解消を推進するための理解促進及び普及啓発活動
- ・差別の解消に向けた施策の進行管理及び評価に関すること

計画策定委員会及び差別解消支援地域協議会は、ともに附属機関として設置する

令和7年度江戸川区障害福祉計画等策定委員会について

1 開催概要

(1) 開催時間・曜日

平日での開催を基本とする。

※毎回の委員会にて、次回日程を決定。

(2) 開催日程

年2回の開催を予定。

但し、計画策定検討年度に関しては上記回数に追加して開催する場合がある。

2 取り組み内容について

- ・障害(児)福祉計画の策定、進行管理・評価に関すること
- ・次期、計画策定に向けたアンケート(基礎)調査の実施に向けた項目等の意見交換
- ・アンケート(基礎)調査の進捗に関するこ

【日程（予定）】

- ・第1回：令和7年8月20日(水)
- ・第2回：令和8年2月頃

資料2

江戸川区障害福祉計画等策定委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で暮らす全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めるため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第9項及び第10項の規定並びに江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号）により設置した江戸川区障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (4) 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（令和5年11月江戸川区条例第39号）に基づく施策（障害を理由とする差別の解消に係るものを除く。）の進行管理及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1号から第3号までの計画の策定に関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 民生・児童委員
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 障害当事者及びその家族
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者
- (9) 公募区民

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）により、会議に出席することができる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第3項及び第7項の規定により委員会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

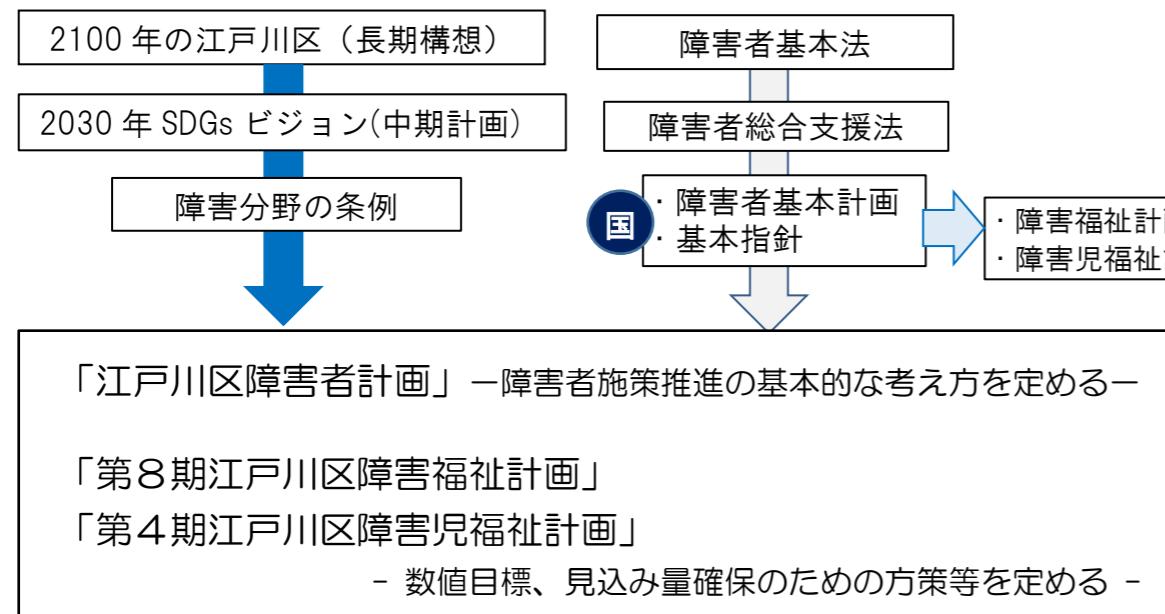
この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

江戸川区障害者計画・第8期江戸川区障害福祉計画・第4期江戸川区障害児福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

- 令和8年度をもって現行の「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」が終了することを踏まえ、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や今後示される国の指針を踏まえ、「第8期江戸川区障害福祉計画・第4期江戸川区障害児福祉計画」を策定します。
- 2030年の江戸川区(SDGs ビジョン)で示された“ともに生きるまち”を実現するための施策と関連付けた上で、上記2計画と「江戸川区障害者計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

計画種別／年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
2100年の江戸川区 (長期構想)									
2030年の江戸川区 (SDGs ビジョン)									
障害分野の条例									
障害者計画	2012年～2023年			2024年～2028年					
障害福祉計画	第6期		第7期		第8期				
障害児福祉計画	第2期		第3期		第4期				

4 障害者計画

- 根拠 障害者基本法第11条第3項「市町村障害者計画」
※国の「第5次障害者基本計画」（※令和5年から9年まで）を基本とする。
- 内容 *市町村障害者計画指針（平成7年内閣府障害者対策推進本部）
○基本的考え方（基本理念、基本目標、計画期間、施策重点課題）
○現状と問題点の把握（障害者の現状を調査等により把握）
○施策の体系化と相互連携
○各種施策の課題・目標と具体的な施策（施策ごとの課題、目標と具体的方策）
○計画実施後のフォローワー体制

5 障害福祉計画

- 根拠 障害者総合支援法第88条「市町村障害福祉計画」
内容 ※国の「基本的な指針」（厚労省告示）に即して作成する。
- 【必須】
・障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制確保に係る目標
・各年度における障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量見込み
・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 【努力】
・障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量確保の方策
・関係機関（医療、教育、リハビリ）との連携に関する事項

6 障害児福祉計画

- 根拠 児童福祉法第33条の20「市町村障害児福祉計画」
内容 【必須】
・障害児通所支援及び相談支援の提供体制確保に係る目標
・各年度における障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要量見込み
【努力】
・障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要見込量確保の方策
・関係機関（医療、教育、その他）との連携に関する事項

7 計画策定の体制

計画の策定は、今回から「江戸川区障害福祉計画等策定委員会」を新たに設置し、特化したかたちで検討を進めていく。その際には、各部会での意見聴取のほか、必要に応じて当事者や家族、支援者などの声を聞く機会なども設置するとともに、地域自立支援協議会への報告を行うことで、より多くの関係者の意見をもとに作成していく。

障害福祉分野における地域差・指定の在り方について

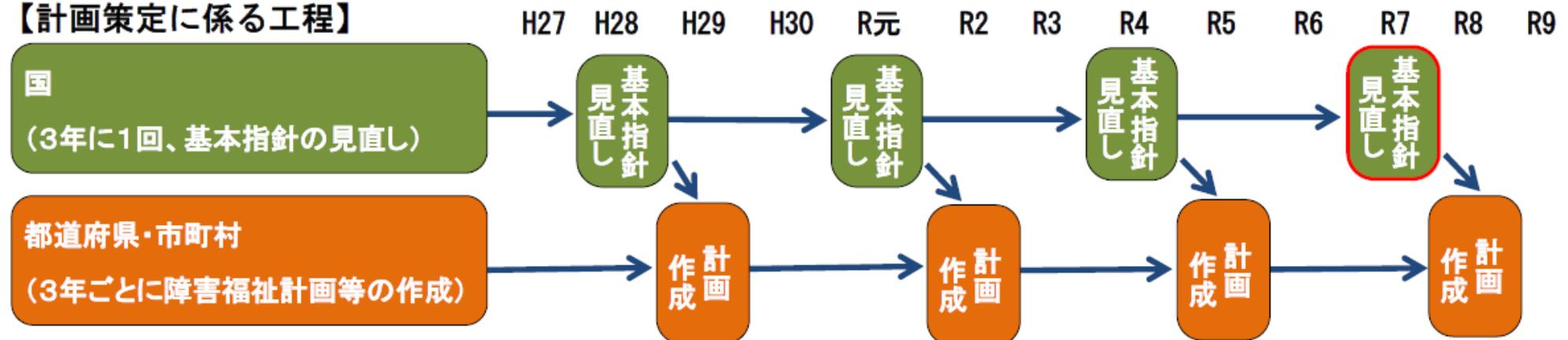
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。
- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児支援計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

<今後のスケジュール(想定)>

令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

令和9年度 計画実施(～令和11年度)

地域差の是正・指定の在り方に係る主な論点

1 地域差の是正に向けた対応について

- 地域差の現状を踏まえた上で、下記の「2 サービス見込み量と事業者指定（いわゆる総量規制等）の在り方について」「3 指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について」も併せて、地域差の是正にあたり、どのような対応が必要となるか。

2 サービス見込み量と事業者指定（いわゆる総量規制等）の在り方について

- 総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう設けられている仕組みであるが、現在は本制度の対象にはなっていないが、サービス供給量の伸びが大きく、多くの都道府県において見込み量を超えた供給量となっている共同生活援助（グループホーム）に係る総量規制の取扱いについて、どのように考えるか。
- 見込み量の設定は本制度の実施を判断するにあたって重要な指標となるが、地域差の是正の観点も踏まえ、どのように設定するべきか。
- 事業者の指定権限を有する自治体（都道府県、政令市、中核市、事業者指定権限を有する一般市町村）において、実際に総量規制を実施している自治体は1割程度にとどまる。本制度は障害福祉計画の実効性の確保に資するものであるが、地域差是正の観点も踏まえ、その活用を促進することについてどのように考えるか。

3 指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について

- 市町村が障害福祉計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう、本制度の活用促進に向けて、運用フロー例や活用事例、様式例などを示したところ。更なる制度の活用促進に向けて、どのような方策が考えられるか。

4 サービスの質の確保の方策について

- 障害福祉サービスの実績や経験の少ない事業者が増えていることなどが指摘される中、そのような事業者のサービスの質をどのように担保するか。
- 都道府県等が実施する運営指導・監査について、令和7年度からの見直しの状況も踏まえた上で、さらにどのような取組をするべきか。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改革の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通

所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備とともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置
【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- (都道府県)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
 - 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

資料 6

第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に係る 基礎調査（アンケート調査）の実施について

1 目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第8期江戸川区障害福祉計画」及び「第4期江戸川区障害児福祉計画」の策定にあたり、障害当事者の生活ニーズや障害福祉サービス等に対する意見・意向等を把握する。

2 調査対象及び調査期間

- ① 障害児・者 約2,840名（無作為抽出）

	対象者	調査期間
1	身体障害者手帳所持者	令和7年12月頃を予定
2	愛の手帳所持者	
3	精神障害者保健福祉手帳所持者	
4	難病手当受給者	
5	児童通所受給者証所持者	
6	重症心身障害児・者	

- ② 医療的ケア児・者 約160名（全抽出）

	対象者	調査期間
1	医療的ケア児・者	令和7年12月頃を予定

3 調査方法

対象者に調査票を郵送

返信用封筒（切手不要）にて回収した調査票により回答を集計・分析したうえで報告書を作成（区ホームページにて公表）

4 調査票

「江戸川区 生活ニーズに関するアンケート調査」

設問：本人や介護者の状況、サービスの利用、災害時の対応など

5 委託事業者

公募型プロポーザルで10月上旬に決定

江戸川区 生活ニーズに関するアンケート調査

– 調査ご協力のお願い –

日頃より江戸川区の福祉施策にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この調査は、来年度改定を予定している障害福祉計画及び障害児福祉計画に反映するとともに、皆様が日常生活を送る上で必要になるサービスを検討する資料とするために、実施するものです。

調査対象者として令和4年9月12日現在、障害者手帳、児童通所受給者証をお持ちの方や難病手当を受給されている方の中から1,337名を無作為に選び、調査票を送付させていただきました。

ご回答いただいた内容は、統計的に集計・分析し、報告書としてまとめ、江戸川区ホームページでお知らせします。

なお、この調査票は無記名ですので個人が特定されることはありません。

この調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。どうぞ率直なご意見、お考えをお聞かせください。

令和4年10月

江戸川区

【ご記入にあたって】

- 1 調査票の設問中の「あなた」とは、封筒の宛名のご本人です。封筒の宛名のご本人がお答えください。ご本人が回答できない場合には、主に介助をなさっている方やご家族の方がご本人の意向をくみ取ってお答えください。
- 2 あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
- 3 「その他」を選択される場合には、()内にその内容を具体的にご記入ください。
- 4 調査票には、お名前、ご住所の記入は不要です。
- 5 調査票は記入が済みましたら、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

令和4年11月8日（火）までにポストにご投函ください。

- 6 ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

江戸川区役所 福祉部 障害者福祉課 計画調整係

電話番号 03-5662-0044(直通)

ファックス 03-3656-5874

回答者について、お聞きします。

問1 回答されている方はどなたですか。(1つに○)

- 1 宛名のご本人が記入
- 2 宛名のご本人に聞きながら、代わりに家族や支援者などが記入
- 3 宛名のご本人の意向をくみ取り、代わりに家族や支援者などが記入
- 4 その他()

あなた(封筒の宛名のご本人)についてお聞きします。

問2 あなたの性別と年齢、お住まいをお答えください。(それぞれ1つに○)

① 性別	1 男性	2 女性	3 その他	4 回答しない
② 年齢 (令和4年 10月1日現在)	1 0~5歳 2 6~18歳 3 19~29歳	4 30~39歳 5 40~49歳 6 50~64歳	7 65~74歳 8 75歳以上	
③ 居住地域				

1 区民課	中央1~4丁目、松島1~4丁目、松江1~7丁目、東小松川1~4丁目、西小松川町、大杉1~5丁目、西一之江1~4丁目、春江町4丁目、上一色1~3丁目、本一色1~3丁目、一之江1~8丁目、西瑞江4丁目1・2・10~27、江戸川4丁目15~25、松本1・2丁目、興宮町
2 小松川事務所	小松川1~4丁目、平井1~7丁目
3 葛西事務所	春江町5丁目、西瑞江5丁目、江戸川5・6丁目、一之江町、二之江町、船堀1~7丁目、宇喜田町、東葛西1~9丁目、西葛西1~8丁目、中葛西1~8丁目、南葛西1~7丁目、北葛西1~5丁目、清新町1・2丁目、臨海町1~6丁目、堀江町
4 小岩事務所	東小岩1~6丁目、西小岩1~5丁目、南小岩1~8丁目、北小岩1~8丁目
5 東部事務所	春江町2・3丁目、東瑞江1~3丁目、西瑞江3丁目・4丁目5~9、江戸川1~3丁目・4丁目1~14、谷河内2丁目、下篠崎町、篠崎町3~6丁目、南篠崎町1~5丁目、東篠崎町、東篠崎1・2丁目、瑞江1~4丁目
6 鹿骨事務所	新堀1・2丁目、春江町1丁目、谷河内1丁目、鹿骨町、鹿骨1~6丁目、上篠崎1~4丁目、篠崎町1・2・7・8丁目、西篠崎1・2丁目、北篠崎1・2丁目、東松本1・2丁目

問3 あなたは現在どこで生活していますか。(1つに○)

※週末だけご自宅に戻られている方などは、一番長く生活している場所をお答えください。

1 自宅(持ち家・ご家族の持ち家)	5 介護保険施設
2 自宅(賃貸住宅)	6 病院
3 グループホーム	7 その他()
4 障害者入所施設	

問4 あなたはどなたとお住まいですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 ひとり暮らし | 5 兄弟・姉妹 |
| 2 配偶者 | 6 祖父母 |
| 3 父母 | 7 その他() |
| 4 子ども(子どもの配偶者を含む) | |

あなたの状況についてお聞きします。

問5 あなたは、障害者手帳をお持ちですか。(1つに○)

- | | |
|---------|----------------|
| 1 持っている | 2 持っていない → 問7へ |
|---------|----------------|

【問5で「1 持っている」と回答した方にお聞きします。】

問6 お持ちの手帳の種類と等級をお答えください。

(あてはまるものすべてに○をつけて記入)

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 身体障害者手帳 | _____級 |
| 2 愛の手帳..... | _____度 |
| 3 精神障害者保健福祉手帳.. | _____級 |

【問6で「1 身体障害者手帳」と回答した方にお聞きします。】

問6-1 障害の種類はどれにあてはまりますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1 視覚障害 |
| 2 聴覚障害・平衡機能障害 |
| 3 音声・言語・そしやく機能障害 |
| 4 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) |
| 5 内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害・肝臓機能障害・免疫機能障害) |

【問7は40歳以上の方にお聞きします。(40歳未満の方は問8へ)】

問7 現在、介護保険の認定を受けていますか。(1つに○)

- | | | |
|---------|----------|-------|
| 1 受けている | 2 受けていない | 3 申請中 |
|---------|----------|-------|

【問7で、「1 受けている」と回答した方にお聞きします。】

問7-1 あなたの認定内容はどれにあてはまりますか。(1つに○)

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 要支援1 | 3 要介護1 | 5 要介護3 | 7 要介護5 |
| 2 要支援2 | 4 要介護2 | 6 要介護4 | |

すべての方にお聞きします。

問8 あなたは現在、以下の診断を受けていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 発達障害 | 3 難病・特定疾患 |
| 2 高次脳機能障害 | 4 いずれも受けていない |

問9 あなたは普段の生活の中で、何らかの介助や支援を必要としていますか。（1つに○）

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

→【問9で「1 はい」と回答した方にお聞きします。】

問9-1 どのような場面で介助や支援が必要ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 食事 | 9 家事(調理、洗濯、掃除) |
| 2 排せつ | 10 育児 |
| 3 入浴 | 11 日常的なコミュニケーション |
| 4 寝返り | 12 薬や服薬の管理 |
| 5 着替えや歯磨きなどの日常生活動作 | 13 お金の管理 |
| 6 家の中の移動 | 14 区役所や事業者との手続き |
| 7 外出(通学・通勤・通院を含む) | 15 その他() |
| 8 日常の買い物 | |

→【問9で「1 はい」と回答した方にお聞きします。】

問9-2 介助や支援をしている方は、主にどなたですか。（主なもの1つに○）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 配偶者 | 6 ホームヘルパー → 問14へ |
| 2 父母 | 7 施設や病院・学校の職員 → 問14へ |
| 3 子ども(子どもの配偶者を含む) | 8 ボランティア → 問14へ |
| 4 兄弟・姉妹 | 9 その他() |
| 5 祖父母 | → 問14へ |

介助者の方にお聞きします。

【問9－2で「1配偶者」「2父母」「3子ども」「4兄弟姉妹」「5祖父母」と回答した方に
お聞きします。】

問10 介護にあたり、どのような悩みや不安がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1 介護・介助・支援の方法が分からぬ | 7 介護費用や医療費など、経済的な負担が
大きい |
| 2 休業やくつろぎ、余暇など、自分のための
時間が持てない | 8 介護者自身の健康に不安がある |
| 3 外出ができない、外へ仕事に出られない | 9 何かあったとき、気軽に相談や介護等を
頼める人がいない |
| 4 家族(子、兄弟・姉妹など)に、何かと我慢を
させてしまう | 10 親の老後・亡き後の生活や財産管理 |
| 5 睡眠不足や疲労など、身体的な負担が大きい | 11 その他() |
| 6 ストレスや緊張感など、精神的な不安が大きい | 12 特に悩みや不安はない |

問11 将来どのように暮らしてほしいと考えていますか。(1つに○)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1 家族や親族と自宅で暮らしてほしい | 5 施設に入所して暮らしてほしい |
| 2 新たに家庭を持って暮らしてほしい | 6 その他() |
| 3 住居を借りてひとりで暮らしてほしい | 7 わからない |
| 4 グループホームで地域の仲間と暮らしてほしい | |

問12 介助している家族のために、日々の負担を軽減するために必要と考える支援やサービス
はありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---|---|
| 1 レスパイト事業
(介護者に休養してもらうための事業) | 7 気軽に利用できる相談場所
(徒歩圏内に相談できる場所がある・WEBなど) |
| 2 日中の預かりの場 | 8 体調管理やメンタルヘルスについての講習会 |
| 3 宿泊での預かりの場 | 9 兄弟・姉妹などの預かり |
| 4 訪問による在宅の支援 | 10 介助者同士の交流や情報交換の場 |
| 5 送迎などの移動支援 | 11 その他() |
| 6 障害特性の理解や適切な対応をするための
知識、方法を学ぶためのプログラム | 12 特に必要と考える支援はない |

問13 家族以外の方に、介助している方を依頼できる人又は預けられる場所はありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 同居していない家族や親せき | 5 施設に短期間入所して介助・支援を受ける |
| 2 近所の人や友人・知人 | 6 その他() |
| 3 ボランティア | 7 介助・支援してくれる人がいない |
| 4 ホームヘルパー | |

すべての方にお聞きします。

保健・医療についてお聞きします。

問14 健康管理や医療について、困ったり不便に思ったりすることはありますか。

(主にあてはまるもの3つまでに○)

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 近所に医療機関がない | 7 入院の際に付き添いや個室の利用を勧められる |
| 2 訪問診療をしてくれる医療機関がない | 8 障害を理由に診療を断られることがある |
| 3 通院するのが大変 | 9 医療費の負担が大きい |
| 4 通院時に付き添ってくれる人がいない | 10 服薬管理が難しい |
| 5 障害のため症状が正確に伝えられない | 11 訪問看護などの在宅サービスが足りない |
| 6 受診の手続きや案内などへの配慮が
不十分 | 12 その他() |
| | 13 特に困っていることや不便に思うことはない |

相談や情報入手についてお聞きします。

問15 日常生活において困っていることを相談する人はいますか。〔家族や友人を除く〕

(1つに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 いる → 問15-1へ | 2 いない → 問15-3へ |
|---------------|----------------|

→【問15で「1 いる」と回答した方にお聞きします。】

問15-1 相談相手（場所）は、次のうちどれにあたりますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 区役所・事務所 | 12 ホームヘルパーなどのサービス提供事業者 |
| 2 保健所・健康サポートセンター | 13 医療機関
(医師、看護師、リハビリスタッフなど) |
| 3 地域活動支援センター | 14 熟年相談室(地域包括支援センター) |
| 4 障害者支援ハウス | 15 介護支援専門員(ケアマネジャー) |
| 5 障害者就労支援センター | 16 身体・知的障害者相談員 |
| 6 児童発達支援センター | 17 民生・児童委員 |
| 7 育成室 | 18 障害者団体・患者会 |
| 8 保育園・幼稚園・学校の先生 | 19 インターネット・SNS で知り合った人
(ツイッター・Facebook など) |
| 9 通所施設 | 20 その他() |
| 10 相談支援専門員
(事業所でサービスの計画を立ててくれる人) | |
| 11 はあとポート(児童相談所) | |

【問 15 で「1 いる」と回答した方にお聞きします。】

問 15-2 悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていることがありますか。

(主にあてはまるもの 3つまでに○)

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 相談場所が近くにない | 7 訪問での相談が受けられない |
| 2 相談したいときに利用できない(時間など) | 8 じっくり話を聞いてもらえない |
| 3 プライバシーの保護 | 9 相談先が限られている |
| 4 相談先の知識不足や対応 | 10 その他() |
| 5 実際に支援が始まるまでの時間 | 11 特に不便に感じることはない |
| 6 実際の支援につながらない | |

【問 15 で「2 いない」と回答した方にお聞きします。】

問 15-3 相談相手がいない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 相談先がわからない | 5 近くに相談する場所がない |
| 2 誰にも相談したくない | 6 その他() |
| 3 家族や友人以外に相談したくない | 7 相談するほどのことでもない |
| 4 他人に相談するのが不安 | |

問 16 区の生活支援に関するサービスの情報は、どこから得ていますか。〔家族や友人を除く〕

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| 1 広報えどがわ・区のホームページ・
えどがわ区民ニュース | 13 はあとポート(児童相談所) |
| 2 インターネット(SNS・YouTube など) | 14 相談支援専門員
(事業所でサービスの利用計画を立ててくれる人) |
| 3 障害者福祉のしおり(区) | 15 ホームヘルパーなどのサービス提供事業者 |
| 4 区役所・事務所 | 16 医療機関(医師、看護師、リハビリスタッフなど) |
| 5 保健所・健康サポートセンター | 17 熟年相談室(地域包括支援センター) |
| 6 地域活動支援センター | 18 介護支援専門員(ケアマネジャー) |
| 7 障害者支援ハウス | 19 身体・知的障害者相談員 |
| 8 障害者就労支援センター | 20 民生・児童委員 |
| 9 児童発達支援センター | 21 障害者団体・患者会・家族会 |
| 10 育成室 | 22 その他() |
| 11 保育園・幼稚園・学校の先生 | 23 特に情報を得ていない |
| 12 通所施設 | |

問 17 あなたが、情報や人とのコミュニケーションをとりやすくするためには、どのようにことに配慮してほしいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1 やさしくゆっくりと話してほしい | 7 体や表情の動き(ジェスチャー)で話してほしい |
| 2 パソコンやタブレット端末を利用しやすくしてほしい | 8 公共施設に手話通訳者を配置してほしい |
| 3 音声情報や文字情報、案内表示を増やしてほしい | 9 点字や音訳を活用してほしい |
| 4 簡単でわかりやすい文章表現にしてほしい | 10 絵や図で表現してほしい |
| 5 口元が見えるように話してほしい | 11 その他() |
| 6 筆談や要約筆記で話してほしい | 12 特にない |

通園・通学についてお聞きします。

問 18 あなたは現在、保育園や幼稚園、学校へ通園・通学をしていますか。（1つに○）

- | | |
|--------|------------------|
| 1 している | 2 していない → 問 23 へ |
|--------|------------------|

→【問 18 で「1 している」と回答した方にお聞きします。】

問 18-1 あなたの父親、母親の就労状況についてお答えください。（それぞれ1つに○）

【父親の就労状況】	【母親の就労状況】
1 正社員	1 正社員
2 パート・アルバイト	2 パート・アルバイト
3 働いていないが、できれば働きたい	3 働いていないが、できれば働きたい
4 働いていないし、その意向もない	4 働いていないし、その意向もない
5 その他()	5 その他()
6 父親はいない	6 母親はいない

通園・通学している方にお聞きします。

問 19 通園・通学しているところはどこですか。(1つに○)

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1 保育園・幼稚園・認定こども園など | 6 高等学校 |
| 2 小学校・中学校(特別支援学級) | 7 大学 |
| 3 小学校・中学校(通常学級) | 8 専門学校・高等専門学校・専修学校・各種学校 |
| 4 特別支援学校(小学部・中学部) | 9 職業能力開発センター |
| 5 特別支援学校(高等部) | 10 その他() |

問 20 通園・通学する上で困っていることはありますか。(主にあてはまるもの3つまでに○)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 通うのが大変 | 7 通常学級に入れない |
| 2 障害に応じた授業のサポート | 8 教育や療育に関する情報が少ない |
| 3 段差やトイレなどの設備 | 9 家族への支援が少ない |
| 4 園内・校内での介助 | 10 学校以外の相談先がない |
| 5 生徒や職員の障害への理解 | 11 その他() |
| 6 受け入れてくれる学校の数が少ない | 12 特に困っていることはない |

問 21 放課後や休みの日などの時間をどのように過ごしていますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 地域の同世代の子どもと遊んでいる | 5 児童発達支援を利用している |
| 2 すぐすぐスクールを利用している | 6 放課後等デイサービスを利用している |
| 3 学童クラブを利用している | 7 その他() |
| 4 習い事や塾に行っている | 8 特にない |

問 22 現在通っている学校などを卒業した後、どのような進路を希望しますか。(1つに○)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1 小学校・中学校(特別支援学級) | 8 職業能力開発センター |
| 2 小学校・中学校(通常学級) | 9 就職(アルバイトなどを含む) |
| 3 特別支援学校(小学部・中学部) | 10 障害者通所施設 |
| 4 特別支援学校(高等部) | 11 障害者入所施設 |
| 5 高等学校 | 12 その他() |
| 6 大学 | 13 わからない |
| 7 専門学校・高等専門学校・専修学校・各種学校 | |

すべての方にお聞きします。

仕事の状況や今後の希望についてお聞きします。

問 23 あなたは、現在、どのように働いていますか。（1つに○）

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1 会社員・公務員・団体職員 | 5 就労継続支援A型・B型、就労移行支援を
利用 |
| 2 自営業 | 6 その他() |
| 3 パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など | 7 働いていない → 問 23-3へ |
| 4 内職 | |

→ 【問 23 で「1」から「6」と回答した方にお聞きします。】

問 23-1 現在の職場に就職したのは、疾患や障害の診断を受けた後でしたか。（1つに○）

- | | | |
|--------|--------|----------------|
| 1 受けた後 | 2 受ける前 | 3 わからない・覚えていない |
|--------|--------|----------------|

→ 【問 23-1 で「1 受けた後」と回答した方にお聞きします。】

問 23-2 就職する際に以下の機関を利用しましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 区役所・保健所など | 7 通っていた学校 |
| 2 地域活動支援センター | 8 就労移行支援事業所 |
| 3 障害者就労支援センター | 9 その他の福祉施設 |
| 4 ハローワーク | 10 福祉団体 |
| 5 障害者就業・生活支援センター | 11 その他() |
| 6 障害者職業センター | 12 いずれも利用していない |

【問 23 で「7 働いていない」と回答した方にお聞きします。】

問 23-3 仕事をしていない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|----------------------------|
| 1 就職に向けて、企業面接を受けるなど、活動中である |
| 2 現在、就職のために学校に通ったり、訓練をしている |
| 3 障害や病気のために働くことができる状態でない |
| 4 働く自信がない |
| 5 自分の希望に合った求人が見つからない |
| 6 高齢のため |
| 7 働く必要がない |
| 8 人間関係に不安を感じている |
| 9 就学中など |
| 10 その他() |
| 11 特に理由はない |

問 24 特にどのような支援があったら働きやすいと思いますか。

(主にあてはまるもの3つまでに○)

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1 疾患や障害の特性に合った求人情報の提供 | 8 作業のやり方や職場環境についての助言や指導 |
| 2 会社訪問の同行などの支援 | 9 急な体調の悪化の際など職場との連絡調整 |
| 3 仕事に役立つ講習(ビジネスマナーやパソコン操作など) | 10 就労や生活に関する相談先 |
| 4 疾患や障害の特性に合った職業訓練 | 11 作業所や就労継続・移行支援などの場 |
| 5 職場設備(トイレ・エレベーターなど)の確認 | 12 その他() |
| 6 仕事内容の調整(障害に合った仕事内容、勤務日数や時間など) | 13 特にない |
| 7 職場の障害理解についての支援 | 14 わからない |

趣味の活動や地域の活動についてお聞きします。

問 25 あなたは、普段、どのくらい外出していますか。(1つに○)

- | | |
|----------|-------------|
| 1 ほぼ毎日 | 3 月に1回以上 |
| 2 週に1回以上 | 4 ほとんど外出しない |

問 26 最近1年間に、どのような活動をしましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 区・社会福祉協議会の行事や事業 | 7 外食 |
| 2 町会・自治会の行事 | 8 スポーツ |
| 3 障害者団体の活動 | 9 趣味・サークル活動 |
| 4 ボランティア団体の活動 | 10 友人とのつきあい |
| 5 買い物 | 11 その他() |
| 6 散歩 | 12 どれも活動していない |

問 27 あなたが取り組んでみたい活動(現在取り組んでいる活動も含む)はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|------------------------------|
| 1 スポーツ | 7 教育講座(カルチャースクールなど) |
| 2 電子機器を用いて行う娯楽
(eスポーツ・電子ゲーム・スマホゲームなど) | 8 パソコン講習 |
| 3 音楽(合唱・楽器演奏など) | 9 ボランティア活動
(福祉・環境保護・教育など) |
| 4 美術(絵画・陶芸・染物など) | 10 自ら企画・立案する活動 |
| 5 料理教室 | 11 その他() |
| 6 外国語講座 | 12 参加したい活動はない |

問 28 あなたは過去 1 年間、どの程度スポーツ（運動）を行っていますか。（1つに〇）

1 週に3日以上	3 月に1日程度	5 行っていない
2 週に1日以上	4 年に1～2日程度	

問 29 あなたのスポーツ（運動）に対する意識について、あなたの考えに最も近いものは、次のうちどれですか。（1つに〇）

1 スポーツ（運動）を行っており、満足している	3 スポーツ（運動）を行いたいと思うが、できない
2 スポーツ（運動）を行っているが、もっと行いたい	4 スポーツ（運動）に関心がない

サービスの利用等についてお聞きします。

問 30 あなたは現在、障害福祉サービスを利用していますか。

①現在、利用しているもの、②利用していない ③今後、利用したいものをお答えください。
(あてはまるものすべてに〇)

	①現在、 利用して いるもの	②利 用して いな い	③今後、 利 用 し た い もの
ア 自宅で受けられるサービス ※介護保険サービスは含まない (居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援)	1	2	3
イ 外出時のサービス(同行援護・行動援護・移動支援)	1	2	3
ウ 日常生活のための訓練(生活訓練・機能訓練)	1	2	3
エ 就労のための支援(就労移行支援・就労継続支援A・B型)	1	2	3
オ 通所施設の利用(生活介護・地域活動支援センター)	1	2	3
カ 一時的な預かり(短期入所・日中一時支援)	1	2	3
キ 共同生活援助(グループホーム)	1	2	3
ク 相談支援(サービス利用のプラン作成など)	1	2	3
ケ 児童発達支援	1	2	3
コ 放課後等デイサービス	1	2	3
サ 保育所等訪問支援	1	2	3
シ 補装具費などの給付	1	2	3
ス 日常生活用具の給付・レンタル	1	2	3
セ 入浴サービス	1	2	3
ソ 手話通訳者・要約筆記の派遣	1	2	3
タ その他()	1	2	3
チ 利用しているものはない(利用したいものはない)	1	2	3

問31 障害福祉サービスを利用する際、または利用しようとした際に、困ったり、不便だと思うことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 サービスに関する情報が少ない | 9 サービスの質に不満がある |
| 2 何が利用できるのかわからない | 10 自分に合う事業所がみつからない |
| 3 利用したい内容のサービスがない | 11 事業所に要望を伝えづらい |
| 4 サービスが障害の特性に合っていない | 12 事業所の担当者が代わってしまう |
| 5 サービスの利用方法がわかりづらい | 13 経済的負担が大きい |
| 6 サービスを利用するための手続きが大変 | 14 他人を家に入れることに抵抗がある |
| 7 利用できる回数や日数が少ない | 15 その他() |
| 8 事業所との利用日時などの調整が大変 | 16 特に困ることや不便に思うことはない |

災害時の対応についてお聞きします。

問32 あなたは、災害に備えて、難病や障害の状況に応じた特別な対策をとっていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--|------------------------------|
| 1 災害時の非常持出用品、備蓄品の中に、難病や障害の状況に応じて必要な医薬品、備品、食料等を用意している | 5 災害時に避難する広域避難場所を知っている |
| 2 避難所等において医療が受けられるよう、医薬品や病状等の情報を記録している | 6 行政や地域等が実施する防災訓練に参加している |
| 3 災害時や緊急時に連絡できるよう、家族や知人等の連絡先を把握している | 7 個別避難計画を作成している |
| 4 災害時や緊急時に支援してくれるよう、家族や知人等に対してお願いしている | 8 防災を学ぶ機会などに参加し理解を深めるよう努めている |
| | 9 その他() |
| | 10 どのような対策をしてよいかわからない |
| | 11 特に対策をとっていない |

問33 あなたは、火事や地震などの災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（1つに○）

- | | | |
|------|-------|---------|
| 1 いる | 2 いない | 3 わからない |
|------|-------|---------|

障害者差別についてお聞きします。

問34 あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。（1つに〇）

1 知っている

2 聞いたことはある

3 知らない

障害者差別解消法とは？

- ・ 障害を理由とする差別の解消を推進するための法律です。平成28年4月1日から施行されました。
- ・ この法律は、国や区市町村、会社やお店などの事業者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。また、障害のある人が何らかの対応を求めているときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

問35 あなたは、どのようなときに、障害を理由に差別されていると感じことがありますか。
(あてはまるものすべてに〇)

1 公共施設や交通機関を利用するとき

5 仕事を探すとき

2 職場や学校にいるとき

6 住む家を探すとき

3 お店を利用するとき

7 その他()

4 病院を利用するとき

8 特にない

→【問35で「1」から「7」と回答した方にお聞きします。】

問35-1 差別されていると感じたとき、どこかに相談をしましたか。(家族や友人を除く)
(1つに〇)

1 相談した

2 相談したかったが、できなかつた

3 相談しようと思わなかつた

【問35-1で「2」または「3」と回答した方にお聞きします。】

問35-2 どこにも相談しなかつた（できなかつた）のは、なぜですか。
(あてはまるものすべてに〇)

1 相談するほどのことではないと思った

2 相談すべきことかどうかがわからなかつた

3 相談する人がいなかつた

4 相談しても解決しないと思った

5 相談したことで仕返しされそうだと思った

6 自分が我慢すればいいことだと思った

7 その他()

現在の暮らしと今後のことについてお聞きします。

問36 あなたは、江戸川区での暮らしに満足していますか。（1つに○）

- | | | |
|--------|--------|------|
| 1 満足 | 3 ふつう | 5 不満 |
| 2 やや満足 | 4 やや不満 | |

問37 あなたは、将来どのように暮らしたいと考えていますか。（1つに○）

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 今の家族と暮らしたい | 6 障害者入所施設で暮らしたい |
| 2 新たに家庭を持って暮らしたい | 7 介護保険施設で暮らしたい |
| 3 ひとりで暮らしたい | 8 その他() |
| 4 グループホームで仲間と暮らしたい | 9 わからない |
| 5 仲間と部屋をシェアするなどして暮らしたい | |

問38 今後、区の障害者（児）福祉は、特にどのようなことを充実させていくべきだと思いますか。（主にあてはまるもの3つまでに○）

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1 いつでも気軽に相談できる窓口 | 11 就労に関する支援 |
| 2 ピアソポーター（同じ障害を持っている支援者）による相談などの支援 | 12 生涯学習・障害スポーツの支援 |
| 3 児童の療育や保護者への支援 | 13 障害者が利用しやすい移動支援 |
| 4 障害の早期発見・早期療育の充実 | 14 障害や疾病に対する理解を深めるための啓発活動 |
| 5 住宅の整備、住宅探しの支援
(グループホーム、住宅相談など) | 15 疾病予防など健康づくりのための講習会などの開催 |
| 6 介助している家族への支援
(緊急時の対応など) | 16 情報収集がしやすい環境整備 |
| 7 自立生活のための訓練などの支援 | 17 地震や台風など災害時の支援 |
| 8 権利擁護・財産管理などの支援 | 18 障害の有無にかかわらず互いに尊重し支え合う社会の推進 |
| 9 日中の居場所の確保 | 19 その他() |
| 10 放課後・休日に利用できるサービス
(放課後等デイサービス、日中一時支援、ショートステイ、ガイドヘルパーなど) | 20 特にない |
| | 21 わからない |

問39　区の障害者福祉にご意見・ご要望がございましたらお書きください。

アンケートは以上です。

ご回答いただきまして、ありがとうございました。

返信用封筒(切手不要)に入れ、11月8日(火)までに お近くのポストにご投函ください。

江戸川区 生活ニーズに関するアンケート調査

－ 調査ご協力のお願い －

日頃より江戸川区の福祉施策にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この調査は、来年度改定を予定している障害福祉計画及び障害児福祉計画に反映するとともに、皆様が日常生活を送る上で必要になるサービスを検討する資料とするために、実施するものです。

調査対象者として令和4年9月1日現在、障害者福祉課、健康サポートセンター等で把握している医療的ケアを要する方を対象に、調査票を送付させていただきました。

ご回答いただいた内容は、統計的に集計・分析し、報告書としてまとめ、江戸川区ホームページでお知らせします。

なお、この調査票は無記名ですので個人が特定されることはありません。

この調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願ひいたします。どうぞ率直なご意見、お考えをお聞かせください。

令和4年10月

江戸川区

【ご記入にあたって】

- 1 調査票の設問中の「あなた」「ご本人」とは、封筒の宛名のご本人です。封筒の宛名のご本人がお答えください。ご本人が回答できない場合には、主に介助をなさっている方やご家族の方がご本人の意向をくみ取ってお答えください。
- 2 あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。
- 3 「その他」を選択される場合には、()内にその内容を具体的にご記入ください。
- 4 記入が済みましたら、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

11月25日(金)までに ポストにご投函ください。

- 5 ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

江戸川区 福祉部 障害者福祉課 計画調整係

電話番号 03-5662-0044(直通)

F A X 03-3656-5874

回答者について、お聞きします。

問1 回答されている方はどなたですか。（1つに〇）

- 1 宛名のご本人が記入
- 2 宛名のご本人に聞きながら、代わりに家族や支援者などが記入
- 3 宛名のご本人の意向をくみ取り、代わりに家族や支援者などが記入
- 4 その他（ ）

あなた(医療的ケアを受けている方)についてお聞きします。

問2 あなたの年齢をお答えください。（1つに〇）【令和4年9月1日現在】

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 0～5歳 | 4 30～39歳 | 7 65～74歳 |
| 2 6～18歳 | 5 40～49歳 | 8 75歳以上 |
| 3 19～29歳 | 6 50～64歳 | |

問3 あなたは、現在どこで生活していますか。（1つに〇）

- | | |
|--------|----------|
| 1 自宅 | 3 入所施設 |
| 2 医療機関 | 4 その他（ ） |

問4 あなたは、どなたとお住まいですか。同居しているご家族に〇をつけてください。

（医療的ケアが必要な本人は除く）（あてはまるものすべてに〇）

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 父 | 5 祖父母 |
| 2 母 | 6 配偶者 |
| 3 子ども（子どもの配偶者を含む） | 7 その他（ ） |
| 4 弟兄・姉妹 | |

あなたの状況についてお聞きします。

問5 あなたが必要とする医療的ケアは何ですか。（あてはまるものすべてに〇）

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 人工呼吸器 | 8 経管（経鼻・胃ろう含む） |
| 2 気管内挿管・気管切開 | 9 腸ろう・腸管栄養 |
| 3 鼻咽頭エアウェイ | 10 透析 |
| 4 酸素吸入 | 11 導尿（カテーテルの使用） |
| 5 吸引 | 12 ストーマ装具 |
| 6 ネブライザー | 13 その他（ ） |
| 7 中心静脈栄養 | |

問6 あなたは、障害者手帳をお持ちですか。
(該当するものに○をし、等級を記載してください)

- 1 身体障害者手帳を持っている(____級)
- 2 愛の手帳を持っている(____度)
- 3 精神障害者保健福祉手帳を持っている(____級)
- 4 持っていない

→【問6で「1 身体障害者手帳」と回答した方にお聞きします。】

問7 障害の種類はどれにあてはまりますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 視覚障害
- 2 聴覚障害・平衡機能障害
- 3 音声・言語・そしゃく機能障害
- 4 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- 5 内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害・肝臓機能障害・免疫機能障害)

問8 介護や支援をしている方は、主にどなたですか。(主なもの1つに○)

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1 配偶者 | 7 同居していない家族や親せき → 問10へ |
| 2 父 | 8 ホームヘルパー → 問14へ |
| 3 母 | 9 施設や病院、学校の職員 → 問14へ |
| 4 子ども(子どもの配偶者を含む) | 10 介護者の補助なく自分でケアができる
→ 問14へ |
| 5 兄弟・姉妹 | |
| 6 祖父母 | 11 その他() |

介護者の方にお聞きします。

問9 同居する家族以外の方に、介護や支援を依頼できる人や場所はありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 同居していない家族や親せき | 5 ボランティア |
| 2 友人・知人 | 6 その他() |
| 3 ホームヘルパー | 7 介助・支援を依頼できる人はいない |
| 4 短期入所 | |

問10 主な介護者の現在の就業状況についてお聞きします。(1つに○)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 正社員 | 5 介護休暇中 |
| 2 自営業 | 6 その他() |
| 3 パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など | 7 働いていないが、できれば働きたい |
| 4 産休中・育児休業中 | 8 働いていないし、今後就業の予定はない |

問 11 介護にあたり、どのような悩みや不安がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 介護・介助・支援の方法がわからない
- 2 支援サービスや制度がよくわからない
- 3 休業やくつろぎ、余暇など自分のための時間が持てない
- 4 家事を十分に行う時間を持つことができない
- 5 本人を連れての外出が困難である
- 6 本人の支援で働くことが難しい
- 7 家族(子、兄弟・姉妹など)に何かと我慢をさせてしまう
- 8 睡眠不足や疲労など、身体的な負担が大きい
- 9 急変時の心配事や常に緊張を強いられていて、精神的な不安が大きい
- 10 介護者自身の健康に不安があるが、医療機関を受診できない
- 11 介護費用や医療費など経済的な負担が大きく家計が圧迫されている
- 12 何かあった時に、気軽に相談や介護等を頼める人がいない
- 13 緊急時の預け先がない
- 14 家族がケアを担うことに限界を感じている
- 15 望むサービスが供給されない
- 16 日中活動の場(通園・通学先・事業所など)を利用する時に付き添わなければならぬ
- 17 年齢相応の楽しみや療育を受ける機会がない
- 18 成長や将来の不安を感じている
- 19 どこに相談をしてよいかわからない
- 20 その他()
- 21 特に不安や困っていることはない

問 12 どのような不安や悩みがあるか具体的にお書きください。

問 13 家族で介護する方への支援策として、今後充実してほしいことは何ですか。

(あてはまるもの3つまで○)

- 1 レスパイト事業
(介護者に休業してもらうための事業)
- 2 日中の預かりの場
- 3 宿泊での預かりの場
- 4 訪問による在宅の支援
- 5 送迎などの移動支援
- 6 障害特性の理解や適切な対応をするための知識、方法を学ぶためのプログラム
- 7 気軽に利用できる相談場所(徒歩圏内に相談できる場所がある・webなど)
- 8 体調管理やメンタルヘルスについての講習会
- 9 兄弟・姉妹などの預かり
- 10 介護者同士の交流や情報交換の場
- 11 その他()
- 12 特に必要と考える支援はない

すべての方にお聞きします。

サービスの利用等についてお聞きします。

問14 現在、在宅医療サービス、障害福祉サービスを利用していますか。

①現在、利用しているもの、②今後、利用したいもの、③医療的ケアを理由に自主送迎や付き添いを求められ利用を諦めたものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

	①現在、 利用しているもの	②今後、 利用したいもの	③医療的ケアを 理由に利用を 諦めたもの
ア 訪問診療	1	2	3
イ 訪問看護	1	2	3
ウ 訪問リハビリ	1	2	3
エ 居宅介護（ホームヘルプ）	1	2	3
オ 同行援護	1	2	3
カ 行動援護	1	2	3
キ 重度訪問介護	1	2	3
ク 重度障害者等包括支援	1	2	3
ケ 生活介護	1	2	3
コ 療養介護	1	2	3
サ 短期入所	1	2	3
シ 移動支援	1	2	3
ス 日中一時支援（日帰りショート）	1	2	3
セ 計画相談支援	1	2	3
ソ 障害児相談支援	1	2	3
タ 児童発達支援	1	2	3
チ 医療型児童発達支援	1	2	3
ツ 居宅訪問型児童発達支援	1	2	3
テ 放課後等デイサービス	1	2	3
ト 保育所等訪問支援	1	2	3
ナ 在宅重症心身障害児（者）訪問事業	1	2	3
ニ 在宅レスパイト	1	2	3
ヌ その他（ ）	1	2	3
ネ あてはまるものはない	1	2	3
ノ わからない・回答しない	1	2	3

問 15 平日の日中、主に過ごしている場所はどこですか。(主なもの1つに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 保育施設・幼稚園・認定こども園 | 6 障害者福祉施設(入所) |
| 2 小学校・中学校・高校 | 7 高齢者福祉施設 |
| 3 大学・専門学校 | 8 病院(入院) |
| 4 職場(就労先) | 9 自宅 |
| 5 障害者福祉施設(通所) | 10 その他() |

相談や情報入手についてお聞きします。

問 16 医療的ケアに関することで相談相手(場所)は、次のうちどなたですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 家族 | 9 医療的ケア児コーディネーター |
| 2 友人・知人 | 10 障害福祉サービス事業所の職員 |
| 3 区役所 | 11 保育園・幼稚園・学校の先生 |
| 4 保健所・健康サポートセンター | 12 インターネット・SNSで知り合った人 |
| 5 医療機関(かかりつけ医) | 13 患者会・当事者団体 |
| 6 訪問看護師 | 14 その他() |
| 7 ヘルパー | 15 相談できる人や場所がない |
| 8 相談支援専門員 | |

問 17 医療的ケアに関する必要な情報をどこから取得していますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 区や都のホームページ、広報誌 | 9 医療的ケア児コーディネーター |
| 2 障害者福祉のしおり(区) | 10 障害福祉サービス事業所の職員 |
| 3 区役所 | 11 保育園・幼稚園・学校の先生 |
| 4 保健所・健康サポートセンター | 12 インターネット・SNS |
| 5 医療機関(かかりつけ医) | 13 患者会・当事者団体 |
| 6 訪問看護師 | 14 東京都医療的ケア児者親の会 |
| 7 ヘルパー | 15 その他() |
| 8 相談支援専門員 | 16 相談できる人や場所がない |

問 18 医療的ケア児・者の生活や医療的ケア等に関してどのような情報を得たいですか。

具体的に知りたい情報がありましたらお書きください。

災害時の対応についてお聞きします。

問 19 災害に備えて、医療的ケアの状況に応じた特別な対策をとっていますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 災害時の非常持出用品、備蓄品の中に、障害の状況に応じて必要な医薬品、備品、食料等を用意している
- 2 予備バッテリーや発電機を準備している
- 3 避難所等において医療が受けられるよう、医薬品や病状等の情報を記録している
- 4 災害時や緊急時に連絡できるよう、家族や知人等の連絡先を把握している
- 5 災害時や緊急時に支援してくれるよう、家族や知人等に対してお願いしている
- 6 避難する場合の移動手段を確保している
- 7 災害時に避難する広域避難場所を知っている
- 8 区や地域等が実施する防災訓練に参加している
- 9 個別避難計画を作成している
- 10 防災を学ぶ機会などに参加し理解を深めるよう努めている
- 11 その他()
- 12 どのような対策をしてよいかわからない
- 13 特に対策をとっていない

問 20 火事や地震などの災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(1つに○)

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

問 21 災害が起きた時、どのような不安がありますか。また、どのような支援が必要ですか。
お書きください。

今後の区の福祉施策についてお聞きします。

問 22 今後、区の障害者（児）福祉は、特にどのようなことを充実させていくべきだと思いますか。（主なもの 3つまで○）

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 いつでも気軽に相談できる窓口 | 9 障害のある人とないとの交流を進め
相互理解を深めること |
| 2 情報収集がしやすい環境の整備 | 10 地震や台風など災害時の支援 |
| 3 介助している家族の支援 | 11 家族や当事者などの交流会 |
| 4 緊急時に利用できる施設の充実 | 12 その他() |
| 5 日中の居場所の確保 | 13 特にない |
| 6 放課後、休日に利用できるサービス | 14 わからない |
| 7 利用しやすい移動支援 | |
| 8 疾病や障害に対する理解促進 | |

問 23 区の障害者福祉にご意見・ご要望がございましたらお書きください。

アンケートは以上です。

ご回答いただきまして、ありがとうございました。

返信用封筒（切手不要）に入れ、**11月25日（金）までに** お近くのポストにご投函ください。